

契約書
及び
重要事項説明書

指定居宅介護支援事業所
社会医療法人 青洲会
青洲会クリニックケアサポートS

重要事項説明書

事業の目的

ここでは居宅介護支援(ケアマネジメント)を行います。
介護保険で要介護状態(介護度 1~5)の方にご利用いただけます。

ケアマネジメントの内容

居宅サービス、又は施設サービスの選択に必要な情報をご本人やご家族に提供します。その際には複数のサービス事業所を紹介いたします。また半年間に位置付けたサービス事業所の割合を提示させていただきます。

ご本人やご家族が抱える介護についての課題を分析し、希望、相談に対応します。状況や状態に最適なケアプランをご提案、ご本人やご家族と相談のうえ作成します。また、ケアプランに位置づけたサービス事業所を選定した理由についても説明いたします。

医療との連携においては、把握した必要な情報を主治医、歯科医師、薬剤師などに伝達します。また、医療機関に入院する際は、退院後の居宅介護支援について医療との連携を行うため、入院する医療機関に担当の居宅介護支援員の氏名をお伝えください。

居宅サービス計画作成後においても、サービス実施状況の継続的な把握と必要に応じたケアプランの変更を行います。

運営方針

できるだけご自宅で、ご本人の能力に応じ、自立した生活ができるように援助いたします。ご本人の選択を尊重しつつ、最適な保健医療サービスや福祉サービスを総合的に受けていただけるよう配慮します。

サービスの提供にあたっては、関係市町村および各機関との連携につとめ、特定の事業者に偏ることなく、公正中立に行います。

1 サービスについての相談窓口・および緊急時連絡先

TEL:092-937-0442 FAX:092-937-1337

*ご不明な点は、おたずねください。

* 休日・夜間等の緊急時は、休日電話当番のケアマネジャーが必要時、対応いたします。

(土日祭日・17:30～翌朝8:30までは、携帯電話へ転送されます。)

2 青洲会クリニックケアサポートSの概要

居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

| | |
|--------------|--------------------------|
| 事業所名 | 青洲会クリニックケアサポートS |
| 所在地 | 糟屋郡志免町志免4丁目1-7 |
| 介護保険指定番号 | 4074000292 |
| サービスを提供する地域* | 粕屋町 志免町・須恵町・宇美町・福岡博多区の一部 |

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

職員体制

| | 基礎資格 | 常勤 | 非常勤 | 職務 |
|------------------|-------|----|-----|---|
| 管理者 主任介護支援専門員 | 介護福祉士 | 1名 | 名 | 管理者 ;従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自も介護支援専門員として職務に当たる。 |
| 主任介護支援専門員 | 作業療法士 | 1名 | 名 | |
| 主任介護支援専門員 | 介護福祉士 | 1名 | 名 | |
| 介護支援専門員 | 介護福祉士 | 2名 | 名 | 介護支援専門員 ;要介護者等の依頼そのほか保険者等の委託を受け居宅サービス計画の作成・サービス提供確保の為、調整等、介護支援専門員としての職務に当たる者とする。 |
| | | 名 | 名 | |
| | | 名 | 名 | |
| | | 名 | 名 | |
| 合計 | | 5名 | 名 | |

* 管理者が不在の場合は主任介護支援専門員が代行する。

営業日及び営業時間

| | |
|--------|-------------------------|
| 月から土曜日 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 |
| 日・祭日 | 休日 |

利用料金

サービス計画作成にかかる介護支援専門員への利用料金については、保険者から全額給付されますので、お支払いはありません。

* 保険料の滞納により、保険給付が当事業者に行われない場合、1ヶ月につき別紙料金表に記載する居宅介護支援費をいただきます。その際、領収書としてサービス提供証明書を発行いたします。保険料納入後、このサービス提供証明書を各市町村区の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

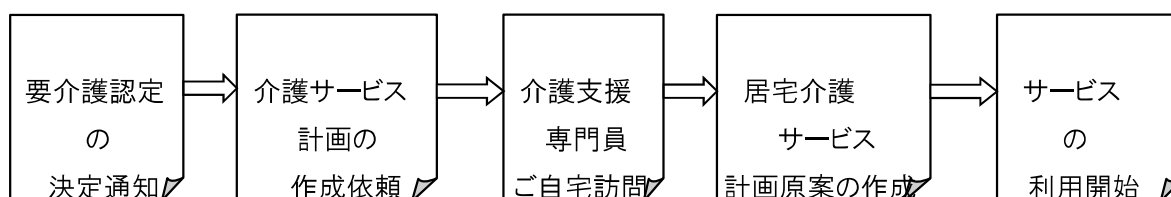
解約料

一切料金はかかりません。

緊急時等の対応

サービス提供中に容態の変化、災害等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡いたします。

3 介護保険におけるサービスの提供方法とその流れ



* ご本人やご家族とそれぞれの希望や現状の問題点をよく話し合います。

* ご本人とご家族が介護支援専門員から出された原案を確認・了承。その上で介護支援サービス計画が作成・提出され、サービスを受ける事ができます。受けられるサービスは要介護度に応じて変わります。

(例)1週間のサービス利用

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|------|-------------|------|------|-------------|------|------|
| 午前 | 訪問介護 | 通所介護 または | 訪問介護 | 訪問介護 | 通所介護 または | 訪問介護 | 訪問介護 |
| 午後 | | 通所リハビリ | | 訪問看護 | 通所リハビリ | | |

(例)居宅介護サービス計画書

| 生活全般の解決すべき課題(ニーズ) | 援助目標 | | サービス内容 | | | |
|-----------------------------|----------------------|------------------|--------------------------|----------------|------|-------|
| | 長期目標 | 短期目標 | 介護内容 | サービス種別 | 頻度 | 期間 |
| 右麻痺ではあるが杖を利用して安全に屋内を歩行したい。 | 屋内を自力歩行できる。 | 安定した杖歩行が行なえる。 | リハビリ 歩行訓練 下肢筋力訓練 | 通所リハビリ(医療機関) | 2回/週 | 年 月 日 |
| 本人は入浴が好きである。自宅で入浴できさっぱりしたい。 | 自宅で入浴でき、身体の清潔が保持できる。 | 安心して入浴できる | 入浴介助 | 訪問介護(身体) | 2回/週 | 年 月 日 |
| 安全に安心して自宅で入浴したい。 | 自宅での入浴が継続できる。 | 安全に入浴できる環境が得られる。 | 手すりの設置 移動台 シャワーチェア | 住宅改修 福祉用具購入 | 随時 | 年 月 日 |

4 暫定的サービス計画について

緊急その他やむを得ない場合には要介護認定前(申請中)であってもサービス計画を暫定的に作成し、サービスを利用することができます。

しかし、要介護認定の結果、非該当(自立)と認定された場合及び、認定調査が行われる前に死亡された場合は保険の給付はされませんので、ご利用分は全額自己負担となります。

住宅改修について…入院中(入所中)に住宅改修を行った場合、退院(退所)に至らなければ住宅改修費は支給されません。

5 苦情の相談

お客様の当事業所に対する苦情やご要望に迅速かつ適切に対応します。ご不明な点もお気軽にお問い合わせ下さい。お申し出後、直ちに当事業所の苦情対応マニュアルに沿って検討し、回答、説明などをさせていただきます。また、サービス事業所に対する苦情等についても、迅速かつ適切に対応します。

自らの居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等に対する苦情の国保連合会への申し立てに関する必要な援助を行いません。

申し立てがあった際には、市町村、国保連合会が行なう調査への協力及び、指導、助言に従い必要な改善をします。

● 当事業所の窓口

| | | | |
|-----------------|---------|-----|---------------|
| 青洲会クリニックケアサポートS | 苦情相談受付係 | 管理者 | 田中 哲朗 |
| | 受付時間 | | 午前8:30～午後5:30 |
| | 電話 | | 092-937-0442 |

● 各市町村役場の介護保険相談窓口（第一次窓口）受付時間 午前9:30～午後5:00

粕屋町役場(介護福祉課)

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁1丁目1-1

TEL:092-938-0229 FAX:092-938-3150

志免町役場(高齢者包括支援係)

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央1丁目1-1

TEL:092-935-1401 FAX:092-937-9859

須恵町役場(高齢者福祉係)

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

TEL:092-932-1151 FAX:092-933-6626

宇美町役場(高齢者支援係)

〒811-2101 福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1-1

TEL:092-934-2243 FAX:092-933-7512

福岡市(博多区)(介護保険課)

〒812-8514 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目19-24

TEL:092-419-1081 FAX:092-441-1455

● 公的団体の窓口（困難案件）

福岡県国民健康保険団体連合会 事業部介護保険課(介護サービス相談窓口)

〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13番17号

TEL:092-642-7800 FAX:092-642-7852

- その他の地域の介護保険相談窓口（第一次窓口）

〒

TEL:

FAX:

6 事故発生時の対応

サービス提供中に転倒転落事故、その他、人身事故が起こった場合は、速やかに適切な処置を行なうと共に、ご家族、当事業所責任者に報告します。また、医療処置を必要とするほどの事故については、保険者に書面にて報告します。必要時は契約書第14条に則り賠償いたします。

7 その他

- ① 介護支援専門員(ケアマネジャー)は勤務中常に身分を証明する標章を携帯しています。初回訪問時にご確認いただきます。
- ② 当事業所の介護支援専門員の担当件数を、介護保険法の定めに従い、標準担当件数44件としております。なお、要支援認定の方に関しましては、原則として、地域包括支援センターへ移管とさせていただきます。
- ③ 判断能力が十分でない方の権利を守り、日常生活に困ったことがないよう、自立した地域生活が送れるよう、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の詳しい説明を行ないます。お気軽にご相談ください。
- ④ 希望される方は、当事業所の事業計画及び収支計画を閲覧することができます。お気軽に申し出ください。

事業所をご利用の皆様へ

平成17年4月より、『個人情報の保護に関する法律』が施行されました。それに伴い、当事業所では個人情報の取り扱いにつき規定を制定し、また、その保護監視体制を強化しています。つきましては、介護保険サービスを安全、確実に提供するために同法に基づく『医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン』（厚生労働省平成16年12月24日発）に従い、当事業所ご利用者様の個人情報取り扱いにつき、以下の点をご理解いただきますようお願い致します。

【個人情報の利用目的】

I 皆様への介護保険サービス提供のために必要な情報のうち、事業所内で利用するための情報

- ① 介護サービス提供のための居宅サービス提供のための計画書
- ② サービス提供記録
- ③ 個別援助計画表
- ④ 苦情内容等の記録
- ⑤ サービス担当者会議の要点
- ⑥ データーベース
- ⑦ モニタリング記録
- ⑧ その他

- ・当事業所のご利用者様に十分な介護サービスが提供できるよう、上記①～⑧を利用させていただきます。
- ・お一人、お一人の利用者様の介護サービスを安全、確実に提供するために利用させていただきます。

II 他の事業所や本人以外への情報提供について

- ① 当事業所のご利用者の皆様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答等、ご家族等への心身の状況の説明
- ② 介護保険事務のうち、審査支払基金へのレセプト提出
- ③ 保険者または審査支払基金への照会および回答
- ④ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

Ⅲ 上記以外の利用目的

- i 当事業所ならびに法人内外における利用に係る事例
 - ① 医療、介護、福祉、保険サービスや業務維持のための基礎資料としての利用
 - ② ケアマネジメントの質の向上の観点から、学術発表会や他法人と協働で開催する症例検討会などでの利用
- ii 当事業所の管理運営業務のうち、第三者評価機構等の外部監査機関への情報提供
- iii 学会発表や学術誌発表などの研究、あるいは医学、医療、介護の進歩のために匿名化した上での利用
(その際、事例の内容から匿名化が困難な場合は、その利用については原則としてご利用者様の同意を得ます。)
- iv 個人情報の第三者提供に関して
 - ① 『個人情報の保護に関する法律』に基づき、法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体、財産保護、公衆衛生の向上、児童の健全育成の明確な目的があり、何らかの理由にて個人の同意を得ることが困難な場合
 - ③ 国等の公共団体からの協力依頼の場合
(例外的に本人の同意を得ることなしに利用することもあります。)

以上につきまして、不明な点や異論がある場合には、遠慮なく『個人情報相談窓口』へお申し付け下さい。なお、個人情報は申し出により開示させていただきます。介護サービス記録等の開示に関しては、別途、開示規定に従わせていただきます。以上の点に同意をされなくとも、何ら不利益は生じません。更に同意及び保留は申し出により、いつでも変更することが可能です。

社会医療法人 青洲会
青洲会クリニックケアサポート S
個人情報相談窓口 田中 哲朗